

通学・通勤で自転車を利用する皆さんへ

東京あだち校舎では、自転車通学者に対して、自転車登録制度を設けています。

以下の内容をよく確認の上、申請が必要な方は忘れずに行ってください。

【対象者】

自らが所有している自転車で通学・通勤を行う学生・教職員

【申請に必要なもの】

●自転車通学申請書（東京あだち校舎教育支援課のホームページ内「各種書式」からダウンロード）

【申請方法】

- ① 自転車通学申請書を記入
- ② 内容に不備が無ければ、許可証のステッカーを配布
- ③ ステッカーを自転車の車体に貼り付け、登録完了

【駐輪許可証の添付位置】

下の図のように、自転車の後部泥除けの下部にステッカーがよく見えるように貼ってください。

なお、昨年度も申請した方は、昨年度のステッカーの上から新年度のステッカーを貼ってください。

※登録の有効期間は、登録した年度の3月31日までです。次年度も希望する方は、新たに登録の手続きが必要です。

※発行後、壊れた・買い換えた等の理由で再発行を希望する際は、発行済みの許可証をはがして教育支援課まで持ってきてください。

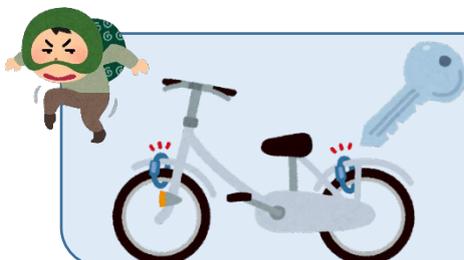


↑許可証は、学生が青、教職員が赤のステッカーとなります。

<注意> ステッカーは1度剥がすと使えない加工がされています

【申請期間の目安】

5月末までを目安に申請してください。また、6月以降、新たに自転車での通学を始める場合も随時申請は受け付けますが、必ず登録を完了してから自転車での通学を開始するようにしてください。



文教大学構内で自転車盗難発生中！！
必ず鍵をかけよう！！

裏面へ続く

【自転車を取り巻くリスクとその責任】

●自転車賠償責任保険への加入義務化

東京都・埼玉県の条例改正により、自転車賠償責任保険への加入が義務化されています。通学のみならず自転車を利用する場合は、必ず加入してください。

自転車賠償責任保険に関する詳細はこちら
(埼玉県HP・自転車損害保険等の加入義務化について)



●自転車を取り巻く事故のリスク

- 自分が怪我をする
- 他人に怪我をさせる
- 財物を壊す（損害を与える）

このような事故を起こした場合、賠償責任を問われることになります。自転車事故による加害事故では、被害者が死亡してしまったり、重大な後遺症が残ったなど、**重大な事故の場合、数千万円の賠償金を支払わなければならない場合があります。**

●道路交通法一部改正により自転車の「ながらスマホ」「酒気帯び運転」の罰則強化

令和6年11月から、運転中にスマホを手で保持して通話する行為や画面を注視する行為（「ながらスマホ」）が新たに罰則の対象となりました。また、**自転車の酒気帯び運転**に対しても罰則が科されます。

他にも自転車運転中に禁止されている行為や義務があります。



ながらスマホ



酒気帯び運転



傘差し



イヤホン等の着用



ヘルメットの着用
努力義務

●もしも事故を起こしてしまったら

事故を起こしてしまった場合、落ち着いて、次の手順で対応しましょう。

- ① **けが人の救護** けが人の手当が最優先です。まず救急車を呼びましょう。
- ② **道路上の危険防止** 二次被害を防止のため、安全な場所に自転車を移動させましょう。
- ③ **警察への連絡**
落ち着いて警察に連絡しましょう。警察への届出がないと、「交通事故証明書」が発行されません。
- ④ **事故状況の確認**
事故の相手方の名前、住所、連絡先などを確認し、簡単な事故状況メモをしましょう。
携帯・スマホにカメラが付いているのであれば、現場の写真を撮っておきましょう。
- ⑤ **損害保険会社への連絡**
自身の保険だけでなく、家族の保険の特約として、本人も知らないうちに保障されている場合がありますので、よく確認しましょう。保険に入っていることがわかったら、事故の状況をただちに損害保険会社または代理店に連絡しましょう。